

社会福祉法人大和市社会福祉協議会役員選任規程

平成7年10月3日
和社協規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款（昭和52年厚生省社第313号）第18条第1項に規定する役員を選任方法を定めるものとする。

(区分)

第2条 役員は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会会員規程（平成7年和社協規程第5号）第6条に規定する種別会員の中から、次に掲げる区分ごとに指名又は推薦された者について評議員会において選任する。

種別	理事数	監事数
第1種会員	4人	1人
第2種会員	2人	1人
第3種会員	1人	
第4種会員	1人	
第5種会員	1人	
第6種会員	4人以上6人以内	1人
合計	13人以上15人以内	3人

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか役員を選任に関し必要な事項は、会長が評議員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款変更（神奈川県福推第512号）の施行する日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。